

# 給与を支払う事業者のみなさまへ

## 定額減税は、令和6年6月1日以後 最初に支払う給与等から！

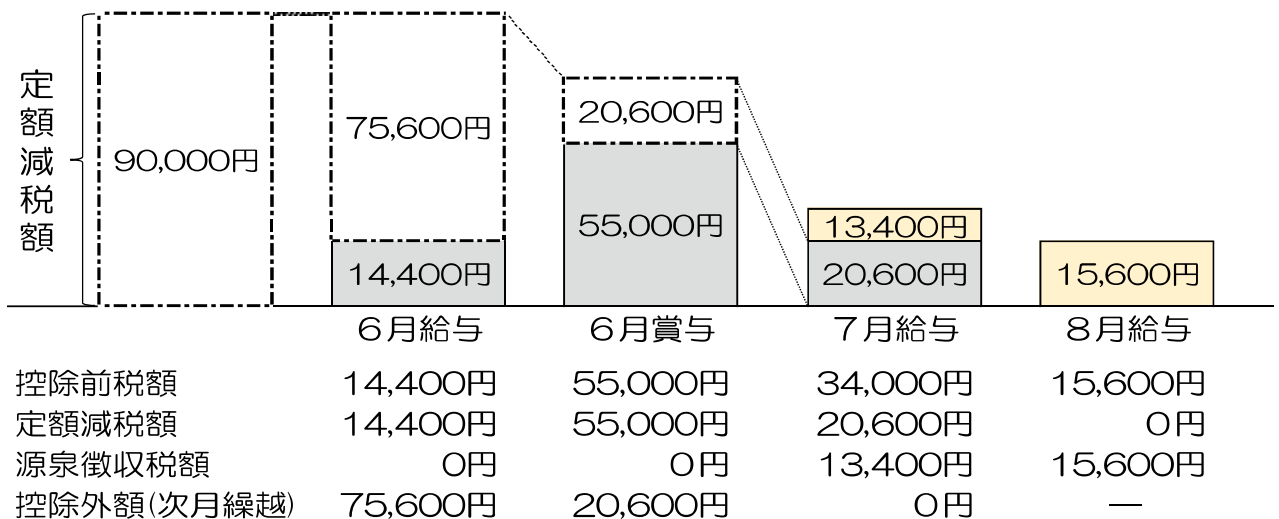
令和6年6月1日現在、事業者のもとで勤務している従業員のうち、その事業者に対して「扶養控除等申告書」を提出している（月々の給与の源泉徴収において「源泉徴収税額表」の「甲欄」が適用される）居住者については、月々の給与等に係る源泉徴収税額から定額減税額を控除することとされています。

### 給与所得者の定額減税イメージ

【例】 次の世帯構成の場合

判定等 / 区分	所得者本人	配偶者	子供1	子供2
同一生計	—	○	○	○
職業等	会社員	パート	大学生 (アルバイト)	中学生
収入金額	680万円	105万円	75万円	0円
合計所得金額	502万円	50万円	20万円	0円
定額減税の対象	○	×(※)	○	○
定額減税額	3万円	0円	3万円	3万円

※ 配偶者の合計所得金額が48万円超のため、配偶者自身は所得者本人として定額減税を受ける。



定額減税に関する最新情報は、  
「定額減税特設サイト」で確認！！  
特設サイトはこちらから

